

神戸大学海洋政策科学部近藤記念海事財団奨学金内規

第1章 総則

(目的)

第1条 神戸大学海洋政策科学部近藤記念海事財団奨学金(以下「奨学金」という。)は、神戸大学海洋政策科学部(以下「本学部」という。)に在学し、卒業後乗船勤務又は海事に関する業務に従事するものに貸与し、有用な人材を育成することを目的とする。

(貸与期間)

第2条 奨学金の貸与期間は、第2学年から卒業時までとする。ただし、卒業後引き続き乗船実習科へ入学するときは、乗船実習科修了時までとする。

(貸与金額)

第3条 奨学金の貸与金額は、当分の間月額40,000円以内とする。

第2章 奨学生の採用

(願書の提出)

第4条 奨学金の貸与を希望する学生は、所定の奨学生願書(第1号様式)を指定の期日までに事務部に提出しなければならない。

(奨学生の選考決定)

第5条 奨学生の採用に当たっては、第6条の基準により教学委員会の選考を経て海洋政策科学部長(以下「学部長」という。)がこれを決定する。

(奨学生選考の基準)

第6条 奨学生の選考は次の基準による。

- (1) 卒業後、乗船勤務又は海事に関する業務に従事する意志堅固な者
- (2) 人物、健康、学業成績共に優秀な者

(奨学生採用の通知)

第7条 学部長は、奨学生の採用を決定したときは、本人及び連帯保証人に通知(第2号様式)する。

(誓約書の提出)

第8条 奨学生採用の通知を受けた者は、直ちに誓約書(第3号様式)を事務部に提出しなければならない。

第3章 奨学金の交付

(奨学金の交付)

第9条 奨学金は、各四半期の当初の月に、当該四半期に貸与される奨学金を一括して交付する。

2 前項による奨学金の交付は、奨学生の指定した預金口座に振込むことによって行う。

(奨学生の異動届出)

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、連帯保証人と連署の上、事務室に届け出なければならない。ただし、第3号の届け出をするときは、第8条の誓約書を再提出しなければならない。

- (1) 奨学金を必要としなくなったとき。(第4号様式)
- (2) 休学、復学、退学したとき。(第5号様式)
- (3) 連帯保証人を変更したとき。(第6号様式)
- (4) 本人又は連帯保証人の身分、住所その他重要な事項に変更があったとき。(第7号様式)

(奨学金の休止)

第11条 奨学生が休学したときは、休学開始の日の属する月から休学期間満了の日の属する月まで奨学金の交付を休止する。ただし、交付済みのものにあつてはこの限りでない。

(奨学金の停止)

第12条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の交付を停止する。

- (1) 傷病等のため成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良になったとき。
- (3) 授業料等を滞納したとき。
- (4) 停学その他の処分を受けたとき。

(奨学金の休止及び停止の通知)

第13条 第11条及び第12条の処置をしたときは本人、連帯保証人に通知(第8号様式)するものとする。

第4章 奨学金の返還

(奨学金借用証書等の提出)

第14条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、在学中貸与を受けた奨学金に対して連帯保証人及び保証人と連署の上、奨学金借用証書(第9号様式)並びに奨学金返還明細書(第10号様式)を事務室に提出しなければならない。

- (1) 貸与期間が満了したとき
- (2) 退学するとき
- (3) 奨学金の交付を停止されたとき
- (4) 奨学金を辞退したとき

(奨学金の返還)

第15条 奨学金の返還は、学部卒業、乗船実習科修了又は退学した日の属する月の翌月から10年以内に完了しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは直ちに全額返還しなければならない。

- (1) 第12条により奨学金の停止を受けたとき
- (2) 第6条第1号に該当しない職業に就職したとき

2 前項本文の返還年額は、貸付金額の10%以上とする。

(奨学金返還の方法)

第16条 返還の方法は、原則として本学部が毎年送付する「奨学金の返還について」に記載された銀行口座に振込むものとする。

(奨学金の返還猶予)

第17条 次の各号の一に該当するときは、願い出により奨学金の返還を猶予することがある。

- (1) 本人、連帯保証人及び保証人が共に災害を受け、返還が困難と認められるとき
- (2) その他やむを得ない事情があると認められるとき

(奨学金返還の減額)

第18条 本学部卒業、乗船実習科修了及び大学院海事科学研究科修了後直ちに第6条第1号の職業に従事し、2年以上在職したときは、願い出(第11号様式)により当初の借用金額の2分の1以内の額を減額することができる。

(奨学金の返還免除)

第19条 次の各号の一に該当するときは、願い出により奨学金の返還を免除することがある。

- (1) 本人が死亡及び行方不明となり返還不能となったとき
- (2) その他特別の事情により返還不能となったとき

(奨学金返還猶予等の決定)

第20条 第17条、第18条及び第19条の規定により、奨学金返還の猶予又は減免の願い出があったときは、教学委員会の議を経て学部長がこれを決定する。

第5章 貸付奨学金の会計事務

(貸付奨学金の会計事務付)

第21条 貸付奨学金の会計事務については、国立大学法人神戸大学出納事務取扱規程に準じて適正に行うものとする。

2 前項の事務については、事務部において行うものとする。

附 則

この内規は平成28年12月21日から施行し、施行日において現に返還中である者より適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

なお、この規則施行の際、現に海事科学部に在籍する学生及び卒業後に返還中である者に係る本規則の適用については、第1条中「本学部」を、「海洋政策科学部」と読み替えるものとする。